

水 洗 化 の す す め

さわやかライフは
水洗トイレから



滝 川 市

排水設備をつくりましょう

公共下水道が整備されても、各家庭や事業所で排水設備を設け、水洗化がなされなければ、下水道の役割を十分にはたすことができません。そのため、汚水や雨水を直接公共下水道に流すための排水設備を設置していただくことになります。

◎ 排水設備とは

台所、浴室、水洗トイレなどからの汚水や、スノーダクトなどからの雨水を直接公共下水道に流すための排水管やますなどからなる排水施設で、皆様個人で設置し、補修、点検などの維持管理もしていただくものです。

なお、「公共下水道」とは、市が道路などに設置し、維持管理を行うものをいいます。

◎ 排水設備は7月以内に設置を

台所や浴室、洗濯などの雑排水を道路の側溝などに流している場合、市では供用開始の日（公共下水道を使用できるようになった日）から7月以内に公共下水道へ直接流す排水設備を設置しなければならないと定めています。

◎ トイレの水洗化は3年以内に

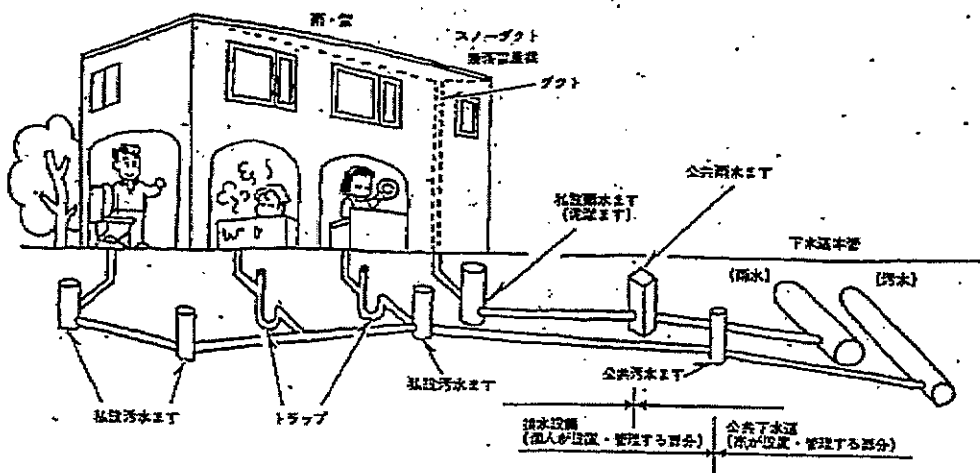
お住まいの地域が処理区域（水洗トイレを使える区域）になりますと、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。

◎ 浄化槽も切替えを

処理区域になると、汚水を直接公共下水道に流すことができますので、浄化槽は不要となりますから、浄化槽は廃止して直接公共下水道に流すようにしてください。

◎ 排水設備は建築物の所有者が設置します

水洗トイレへの改造や排水設備の工事は、建築物の所有者に義務づけられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備や水洗化の工事をすることができますが、この場合は所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前によく確かめるようにしましょう。



排水設備（水洗化）工事のお申込から完成まで

排水設備工事や水洗化工事は非常に大切な工事です。工事を行うときは、増改築などの将来計画を含め、よく検討したうえで市が指定した工事店と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用などの確認をするようにしましょう。

◎ 工事は必ず指定工事店で

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず市が指定した工事店へお申込みください。

指定工事店は基準にあった完全な設備をつくるために必要な技術を取得しているほか、不当な工事費の請求や粗悪工事などをなくして、安心して工事をまかせることができるよう市が指定したものです。

◎ 工事の事務手続き

- ① 皆様からのお申込みにより工事店は現地に行き調査を行います。
- ② 皆様が工事の内容を理解されたうえで工事店に工事をお申込みされますと、工事店は必要書類を作成し、設計が適正かどうか市の審査を受け、許可された設計に基づき工事に着手します。
- ③ 工事が完成しますと、市の検査を受けます。

排水設備（水洗化）工事の費用について

排水設備（水洗化）工事にかかる費用は、皆様の希望する規模や形態によってことなります。特に水洗便器はいろいろな種類がありますので、設置される際は十分に検討のうえ、使用状況に合った使いよいものをえらぶようにしましょう。

◎ トイレの水洗化工事の例

● 屋外工事

台所、風呂場、トイレ等から出てくる汚水を樹等で受けて、排水管を経て公共汚水樹に接続する配管工事。

● 衛生工事

旧便槽の洗浄、消毒、一部取壊し、砂埋戻し及び基礎補修等の工事並びに排便管の配管、便器等の設置工事。

● 大工工事

床、壁、天井などの断熱工事及び内装・コンセント工事等。

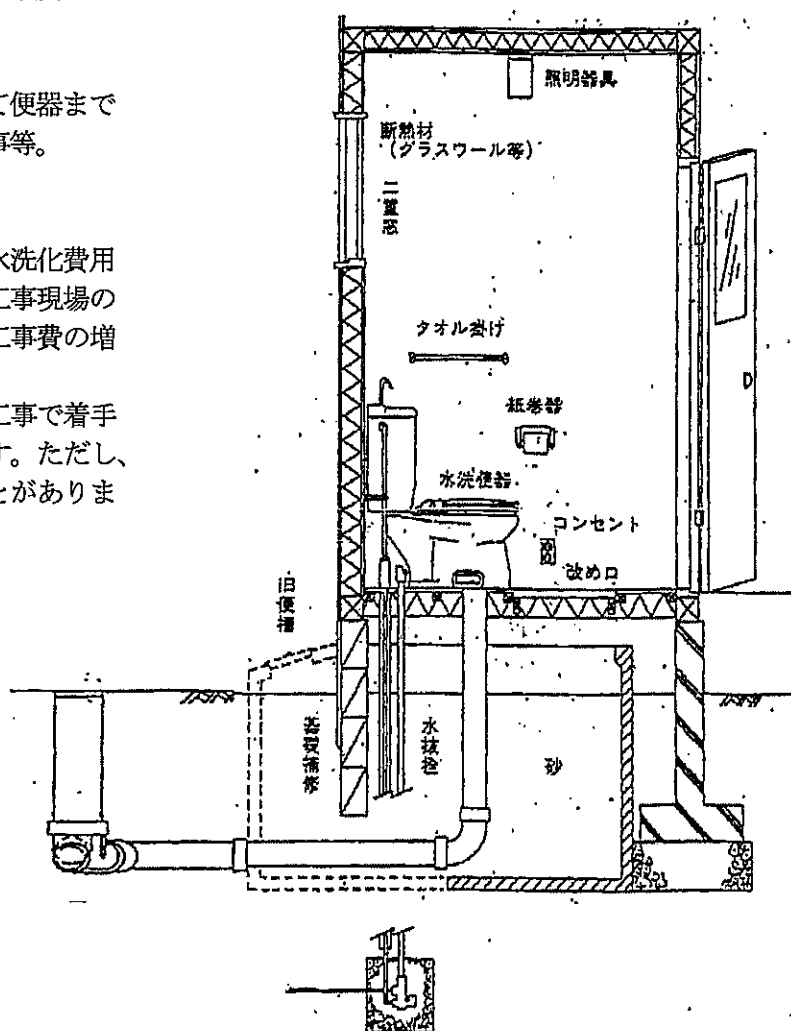
● 給水工事

屋外の給水管より分岐して便器までの配管及び水抜栓立上げ工事等。

■ 水洗便所改造図

これらの工事により、トイレの水洗化費用が算出されますが、便器の種類、工事現場の状況、内装材料や注文内容により工事費の増減があります。

工事に要する日数は、1箇所の工事着手してから2日程度でほぼ完了します。ただし、工事現場の状況により変動することがあります。



水洗便所改造資金貸付制度について

公共下水道が整備され下水道の処理区域として告示されると、この区域内に建築物を所有している方は、下水道法第 11 条の 3 によって、供用開始の日から 3 年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しなければならない義務があります。

市では、このために改造費の一時の負担を軽減し、一日も早く水洗化していただくために、「滝川市水洗便所改造資金貸付条例」（以下、「条例」という。）を制定し、必要な資金の貸付をおこなっています。

1 資金の貸付について（条例第 2 条）

資金の貸付を受けることのできる要件

- ① 処理区域内に住宅を所有しているか、居住していること。
- ② 市税および下水道事業受益者負担金（分担金）を到来納期分まで完納していること。
- ③ 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
- ④ 十分な支払能力があり、確実な連帯保証人があること。

（保証人は、資金の借入申込み 1 件につき 1 人、2 件以上は 2 人とする。ただし、資金の貸付を受けようとする人が当該建築物の所有者と異なるときは、1 件につき 2 人、2 件以上は 3 人とする。この場合、それぞれ 1 人については建築物の所有者とする。また、相保証はできません。1 件とは、大便器 1 個と小便器 1 個、または大小兼用便器 1 個をいいます。）

- ⑤ 前年の所得金額が 700 万円以下であること。

※ 新築、法人および団体等は、貸付を受けることはできません。

連帯保証人要件について

- ① 北海道内に住所を有する者
- ② 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者でない者
- ③ 独立の生計を営む者で貸付金の償還能力があると認められる者
- ④ 水洗便所改造資金貸付金の貸し付けを受けていない者（ただし、借り受け資金について 2 分の 1 以上を誠実に償還している場合は、保証人となることができます。）

2 貸付の金額について（条例第 3 条）

- イ) 今年度の資金貸付の限度額は、改造工事費の範囲内で、1 件につき 52 万円以内です。
- ロ) 同一人が 1 年度中に借受けできるのは、3 件までです。
- ハ) 1 件の改造費が 52 万円に満たない場合は工事費の全額ですが、1 万円未満の端数は切り捨てます。

3 貸付金の利息について

水洗化工事を行う場所が下水道供用開始の日から 3 年以内であれば、貸付に利息はかかりません。ただし、それ以降ですと、年 3.0 パーセントの利息がかかります。（条例第 8 条）

また、個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽を使用している場合、利息はかかりません。（滝川市個別排水処理施設条例第 24 条）

なお、有利子貸付の場合の市から送付する納付書でのお支払いとなり、年 4 回のお支払いとなります。

4 貸付金の返済について（条例第9条）

資金を貸付した月の翌月から 65 月以内の元金均等償還となり、1 月（1 回）の返済額は 8 千円です。

ただし、貸付金の返済日前でもその全部または一部を返済することができます。

お支払いは北門信用金庫の口座からの引き落としとなります。なお、北門信用金庫の口座をお持ちでない場合には作成をお願いいたします。

（例 1） 52 万円を借受けした場合 520,000 円 ÷ 8,000 円／回 = 65 回

（例 2） 32 万円を借受けした場合 320,000 円 ÷ 8,000 円／回 = 40 回

5 貸付の申込みについて

資金の貸付を受けるときは、「水洗便所改造資金貸付申請書」に次の書類を添えてお申し込みください。

- ① 市税の納付状況を確認するための同意書（滝川市に市税を納付していないときは、住民票謄本）
- ② 納税証明書又は市税納付状況確認の同意書
- ③ 建築物所有者の同意書（資金の貸付を受けようとする人がその建築物の所有者でない場合）
- ④ 申請者の所得証明書（給与所得以外の所得の有無等も確認できるもの）
- ⑤ 保証人の直近の収入状況が証明できるもの（所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等）
- ⑥ 保証人の身分証明書（本籍地の戸籍担当課等にて発行可能）
- ⑦ 工事の見積書

6 貸付の決定について

貸付の申請があったときは、貸付の可否及び貸付概算額を決定し、その結果を申込者に通知します。

7 工事の完成及び資金の交付について

貸付決定の日から 3 月以内に工事を完成させなければなりません。工事が完成しましたら、10 日以内に、「水洗便所改造工事完成届」と工事の「清算書」をご提出ください。完成後、検査に合格してから「水洗便所改造資金交付通知書」によって貸付決定額が通知され、市の指定金融機関（北門信用金庫）から資金の交付がされます。

（取扱店：北門信用金庫 本店・滝川北支店・江部乙支店）

手続きの際は借受人と連帯保証人揃って北門信用金庫へ行っていただくこととなります。都合のつかない場合は、お手続きを行う店舗の水洗便所改造資金融資担当者へご相談ください。

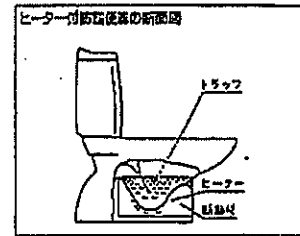
貸付の手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ① 金銭諸費貸借証書（様式をお渡しします）
- ② 振込依頼書（様式をお渡しします）
- ③ 申請者と保証人の印鑑
- ④ 申請者と保証人の印鑑証明書
- ⑤ 申請者の所得証明書（市に提出いただくものの写しでも可）
- ⑥ 保証人の収入状況を確認できるもの（市に提出いただくものの写しでも可）
- ⑦ 保証債務を履行する意思を表示する公正証書（事業用の場合のみ）

便器選びのポイントについて

1 便器の凍結を防止するヒーター方式

ヒーター方式はトラップ部分にヒーターを組み込み、便器の溜水の凍結を防ぐシステム。



2 結露の発生をおさえる防露便器

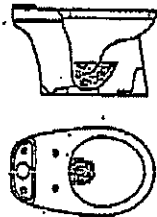
気温と水温の差によって便器のまわりに水滴がつく現象。防露便器は断熱材の利用によって、この結露を防ぐ効果を高めます。

3 洗浄方式

洗浄力、汚れにくさ、ニオイの発生、洗浄音など、洗浄方式によって異なる特長をよく理解して選びましょう。

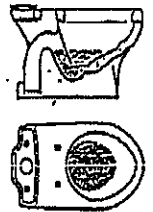
洗落し式

水の落差による流水作用で汚物を押し流す方式で、最も構造が単純で安価な便器です。水たまり面が狭いため、便器内乾燥面に汚物が付着しやすく、洗浄時に多少水はねが発生することがあります。また、便器座面のサイズが他の方式のものより小さく、多少窮屈に感じることもあります。



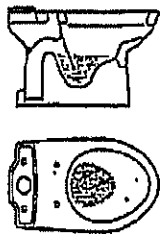
サイホンゼット式

独特のゼット穴構造から噴き出す水が強いサイホン作用を起こし、汚物を吸い込むように排出します。水たまり面が広いため、汚物が水中に沈みやすく臭気の発散が少ないことと、便器内乾燥面への汚物の付着がほとんどないのが特長です。



サイホン式

サイホン作用で汚物を吸い込むように排出する便器です。水たまり面はサイホンゼット式より少し狭いため、便器内乾燥面にまれに汚物が付着することがあります。



サイホンボルテックス式

サイホン作用とうず巻き作用を併用しており、洗浄時に空気の混入がほとんどなく洗浄音が最も静かな便器です。水たまり面が広いため、汚物が水中に沈みやすく臭気の発散が少ないことと、便器内乾燥面への汚物の付着がほとんどないのが特長です。

